

《BtoBプラットフォーム請求書 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム請求書サービス（以下「本請求書サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本請求書サービスを利用するものとします。

第1条（取引先 ID・PW）

1. 乙は、本請求書サービスの有料サービス（以下「本請求書有料サービス」といいます。）を利用する場合、本請求書サービスを利用して請求書を発行し、又は受領する乙の取引先に対して、本請求書サービスを利用するための仮の ID・PW（以下「取引先 ID・PW」といいます。）を発行することができるものとします。
2. 乙は取引先 ID・PW を、当該取引先以外の第三者に知られないように管理するものとし、取引先 ID・PW の盗用を防止する措置を自らの責任と負担において行うものとします。
3. 甲は、取引先 ID・PW を使用して本請求書サービスにアクセスした上で為された各種取引、情報の発信、その他全ての行為については、全て取引先 ID・PW を発行された取引先的意思により為されたものと看做します。取引先 ID・PW の盗用等、乙及び取引先に何ら過失のない場合であっても、そのために生じた損害について、甲は一切責任を負わないものとします。
4. 取引先 ID・PW が盗用される等不正に使用された場合は、乙は直ちにその旨を甲に届けるものとします。

第2条（登録情報の変更）

乙は、本請求書サービスに登録した企業名等の企業情報（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合は、自らの責任と負担でその内容を変更するものとし、当該変更に関し甲は一切責任を負わないものとします。

第3条（データの保存）

甲は、本請求書サービスを利用して行われた電子取引（当該取引について請求書又は通知書が発行されたものに限り、）にかかる乙のデータを、当該取引で発行された請求書の発行日又は通知書の通知日から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本請求書サービス又はそのオプションサービスの利用契約の全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本請求書サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本請求書サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

第4条（月額使用料等の請求方法）

乙は、本請求書サービスの有料サービス（以下「本請求書有料サービス」といいます。）を

利用する場合、本請求書有料サービスの利用に関する月額使用料、セットアップ費用、その他料金等の請求が、本請求書サービスを利用して行われることを承諾するものとします。

第5条（本請求書有料サービスの解約）

乙が本請求書有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本請求書有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【請求書（有料）-5】